

令和4年度
教育委員会の事務に関する点検評価
報告書

令和3年度事業対象



令和5年2月
新座市教育委員会

< はじめに >

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

新座市教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政を推進し市民への説明責任を果たすため、「新座市教育大綱」の年次計画として策定した「令和3年度新座市教育行政推進施策」の取組状況について点検評価を実施し、報告書を作成しました。

教育は、結果がでるまで時間がかかり、また、その結果も目に見える形ではなく把握しにくい特性もありますが、実証的に成果を検証する観点から、評価すべき点は十分に評価し、より推進していくとともに、今年度の点検評価から見えてきた課題や改善すべき点については、学識者の提言等を参考に、“豊かでたくましい人間性をはぐくむ教育を目指して”施策の見直し・改善に努めてまいります。

令和5年2月 新座市教育委員会

目 次

1	実施方法	1
	(1) 点検評価の対象について	
	(2) 点検評価結果の取扱いについて	
	(3) 点検評価の流れについて	
2	対象事業一覧	3
3	対象事業の点検評価	4
4	新型コロナウイルス感染症に関連する新座市 教育委員会の対応について【参考資料】	19
5	学識者の講評	24

1 実施方法

(1) 点検評価の対象について

点検評価の対象は、令和3年度教育行政推進施策に位置付けられている事業のうち、教育委員会が所管する事業とする。令和3年度から令和5年度までの3年間で全ての事業を点検するもので、令和4年度の対象項目は、15施策、84事業である。

(2) 点検評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検評価に関する結果を報告書として取りまとめ、市議会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

(3) 点検評価の流れについて

ア 一次評価（所管課による評価）

点検評価の対象とする15施策、84事業について、令和3年度の実施状況から「成果と課題」を抽出するとともに、以下の基準に基づき、評価を行う。

① 全体評価

5 十分できた、4 できた、3 おおむねできた、2 十分に取り組みなかった、1 取り組みなかった ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、計画どおりに取り組みなかった

② 今後の方向性

A 推進、B 維持、C 改善、D 縮小、E 廃止

イ 二次評価（教育委員による評価）

所管課による一次評価を踏まえ、5つの基本目標ごとに評価を行う。

ウ 学識者による講評

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定による学識経験者の知見を活用するため、5名の学識者から教育委員会の施策全体に対する講評を頂いた。委員の選定に当たっては、市内3大学の様々な分野で教育施策や人材育成に関わるなど、教育について高い見識を有している方、並びに以前から本市の社会教育施策について指導・助言を頂くなど教育委員会の活動に深い関わりを持つ方として【別表】のとおり決定した。

【別表】教育委員会の事務に関する点検評価検討会議委員（学識者）

氏名	備考
矢野 峰生	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科 教授 【専門分野：金融システム論、農業経済学、地域ブランド論】
狩野 浩二	十文字学園女子大学 教育人文学部 児童教育学科 教授 【専門分野：教育学、教科教育】
西川 亮	立教大学 観光学部 観光学科 准教授 【専門分野：観光地経営論、観光政策・行政論】
澤田 勝仁	新座市文化協会 会長
立山 健治	公益財団法人新座市スポーツ協会 会長

令和4年度 教育委員会の事務に関する点検評価（令和3年度事業）に係る対象事業一覧

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

R3（R2事業） R4（R3事業） R5（R4事業）

1	家庭における教育力の向上		○	
2	関係機関及び関係団体との連携強化	○		○

基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

1	分かる授業の実施による基礎基本の定着及び主体的・対話的で深い学びの推進	○		
2	国際性をはぐくむ教育の推進		○	
3	体験的学習・キャリア教育の積極的な推進			○
4	教育活動の的確な評価による学校の透明性の向上			○
5	特色ある学校づくりの推進		事業実施なし	○
6	学校教育における文化芸術の推進			○
7	豊かな心を育む道徳・人権・福祉教育の推進	○		
8	相談体制の充実・いじめ問題対策		○	
9	体力向上の推進	○		
10	学校給食の充実			○
11	安全教育の充実		○	
12	特別支援教育の充実			○
13	教職員の指導力の向上・学校保健の充実	○		
14	就学・進学援助の充実		○	
15	学校・家庭・地域の連携	○		

基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

1	青少年の健全育成の推進	○	○	○
---	-------------	---	---	---

基本目標4 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

1	生涯学習推進体制の整備・充実	○		
2	人権教育の推進		○	
3	公民館活動の推進	○	○	○
4	図書館事業の推進	○	○	○
5	ふるさと新座館の充実			○
6	ボランティア活動への支援の充実		○	
7	市民主体の文化芸術活動の振興		○	
8	地域の歴史・伝統・文化の積極的な継承		○	
9	歴史民俗資料館の移転準備		○	—
10	スポーツ・レクリエーション活動の推進	○		
11	情報提供の充実と学習相談体制の充実	○		


基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

1	小・中学校の施設整備	○	○	○
2	学校情報機器等の整備	○		○
3	文化・スポーツ施設の整備・充実	○	○	○

15

15

14

 新規項目あり

令和4年度教育委員会の事務に関する点検評価（令和3年度事業対象）

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

【施策1 家庭における教育力の向上】

■ 施策の内容

子どもたちの健やかな成長、発達を促すため、子育てに関する情報や学習機会を提供するとともに相談体制の充実を図り、家庭の教育力を高めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
1	5歳児保護者向けリーフレットの作成・配布	教育支援課	5	A
2	子育てに関する講座の実施	中央公民館	※	B
3	「あかちゃんタイム」の実施	中央図書館	※	D
4	家庭教育に関する事業の推進	中央公民館	※	B

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受け、3事業が計画どおりに取り組めない状況であったが、講座の回数や募集人数を削減し、内容を縮小、工夫を施し実施できた講座もあった。</p> <p>「子育てに関する講座」や「家庭教育に関する事業の推進」は、乳幼児を持った保護者同士の情報交換や仲間作りに大変効果の見られる講座や事業でもあるので、今後、何らかの形で保護者同士の交流や講座の開催が可能になるような方法を検討をすべきである。</p> <p>また、「赤ちゃんタイム」の実施は、この新型コロナウイルス感染状況の中ではかなり困難となってきたので、代替えとして実施した「ちいさなおはなし会」のように、実施方法を見直す必要がある。</p>
-----	--

基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

【施策2 国際性をはぐくむ教育の推進】

■ 施策の内容

市の特色ある教育活動として国際化教育特区・教育課程特例校を利用し取り組んできた「英会話の時間」が、令和3年度から新しい学習指導要領の全面実施に伴い、「外国語・外国語活動」になりました。これまでの取組をいかし、さらに国際性を身に付けることができる学校教育の確立を目指します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
5	小学校「外国語」「外国語活動」の充実	教育支援課	4	C
6	小学校英語講師（EET）の全小学校への配置	教育支援課	4	C
7	中学校英語指導助手（AET）の全中学校への配置	教育支援課	5	B
8	日本語指導員の派遣及び日本語学習支援員の活用	教育相談センター	4	A
9	オリンピック・パラリンピック教育の推進	教育支援課	5	A
		生涯学習スポーツ課	5	E

【施策8 相談体制の充実・いじめ問題対策】

■ 施策の内容

いじめ・虐待・不登校等に伴う児童生徒の心の問題の重要性を踏まえ、児童・生徒・保護者の様々な相談に対応します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
10	大学と連携した教育活動、相談活動（ピアサポーター制度等）の推進	教育相談センター	5	A
11	児童生徒登校支援対策事業の充実	教育相談センター	4	B

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
12	新座市教育相談室・適応指導教室による支援体制の充実	教育相談センター	5	A
13	さわやか相談員、子どもと親の相談員の配置事業の充実	教育相談センター	5	B
14	スクールソーシャルワーカー（SSW）活用の推進	教育相談センター	5	A
15	生徒指導・教育相談研修事業の充実	教育相談センター	4	A
16	校内教育相談活動（いじめ問題の解決を含む）の充実	教育相談センター	5	B
17	ハートフル・シート（児童生徒理解・支援シート）活用の推進	教育相談センター	4	B
18	いじめ防止基本方針の推進	教育相談センター	4	B
19	関係機関との連携によるいじめ問題対策の実施	教育相談センター	※	A

【施策11 安全教育の充実】

■ 施策の内容

児童生徒の安全の確保が図れるよう、防犯・防災教育等を推進します。また、自らが危険を回避する力を身に付け、他者の安全にも配慮する力を育みます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
20	防犯教育及び交通安全指導の充実	教育支援課	5	A
21	防災教育の推進と各学校における防災訓練の実施	教育支援課	5	A
22	AED（自動体外式除細動器）・救急救命の講習の実施	教育支援課	※	B

【施策14 就学・進学援助の充実】

■ 施策の内容

経済的理由によって修学が困難な者に対し支援を行い、奨学奨励を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
23	就学援助制度の推進	学務課	4	B
24	入学準備金、奨学金の貸付事業の推進	学務課	5	B

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大が更に進み、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」等の通知が複数回発出された。そのことにより学校における様々な教育活動の中止や制限などが余儀なくされた。</p> <p>そのような中、本市教育委員会においては、児童生徒の安全確保を第一に感染防止対策を徹底するとともに「生きる力の育成と質の高い学校教育の推進」を目指し様々な施策を展開し、学校現場の活動を支援してきたことは評価できる。</p> <p>特に、「新座市OMO型分散登校」や「午前中対面授業で午後オンライン授業」の実施など工夫しながら授業時数の確保に努めたことは評価できる。その際、本市がいち早く全児童生徒に一人一台のタブレット端末を整備したことが大変有効であった。</p> <p>「国際性をはぐくむ教育の推進」については、本市において令和2年度、3年度と続いてEETの人員が削減されており、外国語の学習環境が後退していると言わざるをえない。ますます国際化が進む中、「外国語活動」「外国語」が教科となって2年目になり、EETとのTT授業を通してコミュニケーション活動が重視されている。今後は将来を担う子どもたちに必要な外国語の学習環境を整え更に前進させていく必要がある。</p> <p>一方、本市がオリンピック・パラリンピックの射撃会場になったこともあり、オリンピック・パラリンピック教育が積極的に推進されたことは望ましいことであった。</p> <p>「相談体制の充実・いじめ問題の対策」については、様々な相談体制をとっており一定の成果を上げている。市の相談室・適応教室には専門の相談員4名、学校カウンセラー3名、ソーシャルワーカー4名を配置して子どもや保護者の相談に応じている。また悩みを</p>
-----	---

抱える保護者を対象とした保護者会を開催していることは評価できる。

各学校においては、中学校にさわやか相談員、小学校に子どもと親の相談員を配置して個別の悩みに対応をしている。さらにピアサポーターとして市内の大学生が児童・生徒の支援に当たっている。

特に、いじめの未然防止においては全小中学校で毎月、学校生活アンケートを行い、児童生徒の悩みや不安を把握している。その結果、いじめの認知件数は増加しているが、問題が小さなうちに解決する努力をしており、市の問題対策連絡協議会やいじめ防止対策審議会などの体制も整え重大な問題にならないよう努力していることは評価できる。

「安全教育の充実」については、4月に小学1年生対象に交通安全教室を、小学校中学年対象の自転車運転免許試験を全小学校で実施できたことは交通事故防止に大きな役割を果たしている。

避難訓練は防災教育の一環として全校で每学期定期的を実施されているが、時には不定期（突然）の防災訓練を実施するなどして、予測できない出来事への適応力も高めたい。

「就学・進学援助の充実」については、経済的な理由によって教育の機会が失われないように、就学援助ができたことは評価できる。特に新1年生に対して、入学前に学用品を支給できるようにしたことは保護者の要望に応える適切な対応である。今後は更に、経済的理由によって就学が困難と認められる方に入学準備金や奨学金の貸付制度があることを周知し、就学の奨励を促進する必要がある。

基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

【施策1 青少年の健全育成の推進】

■ 施策の内容

次世代を担う青少年が、心豊かで健全に成長していけるよう、地域におけるボランティア活動、交流活動等の機会の拡充や、公共施設を活用した子どもたちの放課後・週末の活動の充実など、青少年が主体的に活動できる居場所づくりに地域ぐるみで取り組みます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
25	青少年健全育成団体への支援・連携	生涯学習スポーツ課	3	B
26	青少年教育振興基金助成事業の推進	生涯学習スポーツ課	5	B
27	「新座っ子ばわあっぷくらぶ」の推進	生涯学習スポーツ課	※	B
28	子どもの放課後居場所づくり（ココフレンド）事業の拡充	生涯学習スポーツ課	5	B
29	ティーンズコーナー図書の実充	中央図書館	5	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>昨年度より続く新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和3年度青少年事業においては事業規模を縮小しつつも全ての事業を中止にすることなく、運営することができた事業継続性については大いに評価できる。</p> <p>市内小学校全17校に開設し2年目となる子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）は、地域の方々の参画を得て子供の放課後の安心安全な居場所として、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動の取り組みの活動拠点として定着しており評価できる。コロナ禍ということもあり登録数は各校減少傾向にあるが、延べの参加人数は昨年度より各校増え、「異学年を含めた仲間が増えて参加することが楽しい」との児童の声が多く大いに成果を上げている。</p> <p>今後はコーディネーター及びスタッフの確保や、地域の方を含めた様々な人と交流することで、参加の二次的効果と思われる「しっかりと挨拶ができる」などの子供の成長を目的とする親のニーズに応じていく必要があると思われる。</p>
-----	--

	<p>新座っ子ぱわーあっぷくらは、週末の安心安全な子供たちの居場所づくりの観点で開催され、文化系、学習系、スポーツ系の28クラブを開設し事業推進がなされた。全体の参加登録数、参加率ともに数年前に比べると減少しているが、コロナ禍にあっても通常6月からの開設予定を10月からに変更するなど、開催をする上で様々な工夫をし事業を継続できたことは大いに評価できる。今後は、この事業が更に充実発展していくためには何が必要かを改めて検討していく時期に来ていると思われる。</p>
--	--

【施策2 人権教育の推進】

■ 施策の内容

同和問題を始めとした様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、より効果的な人権啓発活動を推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
30	人権問題に関する啓発	生涯学習スポーツ課	3	B
		中央公民館	※	B
31	人権標語・ポスター展の実施	生涯学習スポーツ課	5	A
32	市人権教育推進協議会との連携	生涯学習スポーツ課	3	B
33	人権教育団体への支援	生涯学習スポーツ課	5	A

【施策3 公民館活動の推進】

■ 施策の内容

市民の学習ニーズに応えるため、青少年から高齢者までの幅広い年齢層を対象にした各種講座を開催し、生涯学習の推進や社会教育の充実を図ります。

また、グループ・サークル活動及び地域ネットワークづくりへの支援を行うことにより、市民が主体的に学習を行うための環境づくりを行います。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
34	特色ある事業・各種講座の推進	中央公民館	※	B
35	社会的課題及び地域課題に配慮した事業の推進	中央公民館	5	A
36	グループ・サークル活動及びネットワークづくりへの支援	中央公民館	※	A

【施策4 図書館事業の推進】

■ 施策の内容

生涯学習の中核的拠点として、図書館資料の整備や図書館機能を駆使したサービスの充実を図ります。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
37	図書館講座の充実	中央図書館	5	A
38	図書館資料の充実	中央図書館	5	A
39	学級訪問の充実	中央図書館	※	A
40	図書館ボランティアの育成・支援・組織化の推進	中央図書館	※	A
41	「としょかん一年生事業」の実施	中央図書館	5	A
42	「読書貯金通帳」事業の実施	中央図書館	5	A
43	「あかちゃんタイム」の実施（再掲）	中央図書館	※	D
44	庁内他部局との連携によるテーマ展示の実施	中央図書館	5	A
45	子育て支援コーナー・ビジネス支援コーナーの充実	中央図書館	5	A
46	レファレンスサービスの充実	中央図書館	5	A
47	高齢者・障がい者サービスの充実	中央図書館	※	A
48	分館の充実	中央図書館	5	A
49	電子図書館の導入	中央図書館	5	A
50	西東京市図書館との連携	中央図書館	5	E
51	福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館における指定管理者との連携による利用者サービスの充実	中央図書館	5	A
52	4市図書館相互利用など近隣市との連携	中央図書館	5	A

【施策6 ボランティア活動への支援の充実】

■ 施策の内容

公民館や図書館などにおける社会教育活動及び地域活動においてボランティアの活躍する機会や場を提供するとともに、生涯学習の成果をまちづくりにいかすことのできる仕組みづくりを進めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
53	ボランティアの育成と活動の場の提供	中央公民館	※	A
		中央図書館	※	A
54	生涯学習ボランティアバンクの充実	生涯学習スポーツ課	5	A
55	生涯学習ボランティア情報の提供	生涯学習スポーツ課	5	B

【施策7 市民主体の文化芸術活動の振興】

■ 施策の内容

市民の文化意識の高揚を図るため、市民芸術の作品展や地域に根ざした文化イベントの開催など、市民と行政が一体となって文化事業を推進します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
56	新座市文化協会との連携	生涯学習スポーツ課	5	A
57	子どもの文化芸術環境の充実	生涯学習スポーツ課	※	B
58	成人式の実施	生涯学習スポーツ課	※	B
59	市民会館・ふるさと新座館・睡足軒の森など市内文化施設を活用した文化事業の実施	生涯学習スポーツ課	※	B
60	文化芸術分野の人材の登用	生涯学習スポーツ課	5	B
61	市民ギャラリーの運営	生涯学習スポーツ課	5	A

【施策8 地域の歴史・伝統・文化の積極的な継承】

■ 施策の内容

文化財の永続的な保存・管理のため調査を実施するとともに、指定文化財の保存事業を進めます。また、市民の地域への愛着を培うため、文化財の紹介に努め、効果的な啓発を図るとともに先人から受け継がれてきた貴重な文化資産の保護に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
62	平林寺境内林保存対策事業への支援	生涯学習スポーツ課	2	C
63	指定文化財保存事業の実施	生涯学習スポーツ課	4	A
64	文化財資料のデジタル化の推進と市史編さん業務の実施	生涯学習スポーツ課	4	B
65	文化財の保存、活用、啓発の推進	生涯学習スポーツ課	4	A
66	遺跡発掘調査の実施	生涯学習スポーツ課	5	A
67	遺跡地図・遺跡台帳の整備	生涯学習スポーツ課	4	A
68	文化財指定化調査の実施	生涯学習スポーツ課	4	A
69	文化財刊行物の配布	生涯学習スポーツ課	4	A
70	睡足軒の森の活用	生涯学習スポーツ課	※	A

【施策9 歴史民俗資料館の移転準備】

■ 施策の内容

長い歴史と伝統の中で伝わってきた多くの文化財を将来に伝承していくための資料の収集、保存、調査研究を行います。また、令和4年度開館予定の（仮称）保健センター・歴史民俗資料館複合施設への移転準備を進めます。

※ 現在は、令和5年度開館予定に変更されています。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
71	（仮称）保健センター・歴史民俗資料館複合施設への移転に向けた収蔵資料の整理	生涯学習スポーツ課 （歴史民俗資料館）	4	A

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
72	歴史資料等の調査	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	1	A
73	収蔵資料の収集・整理・保存・活用の推進	生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	2	A
74	市内小中学校との連携の強化	教育支援課	4	A
		生涯学習スポーツ課 (歴史民俗資料館)	1	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>一向に終息しない“コロナ禍”の中にあつて、生涯学習スポーツ課、中央公民館、中央図書館等が、市民の生涯学習や文化活動の灯を絶やすことのないよう、最大限の努力を重ねてきたことが点検評価からうかがえる。しかしながら、ポジティブに考えれば“コロナ禍”によって、新たにオンラインを活用した取り組みや、アプリケーションソフトウェアの活用なども進められ、新座市の生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の“引き出し”が増え、幅が広がったと考えることも可能である。後年、この“コロナ禍”の時期が、単なる生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の暗黒期と評価されないためにも、こうした地道な取り組みが継続されることを期待したい。</p> <p>なお、新座市において長く懸案となっていた、歴史民俗資料館の移転・リニューアル開館に向けての準備も順調に進められているようで、期待が高まる。</p> <p>公民館活動も、各館が独自に意欲的な活動に取り組んでおり、市民生活に定着している。しかしながら、市民全体が興味を持つ時事問題や、新座市全体にかかる歴史・文化をテーマとした各種講座・講演会等に関しては、各館で同一のテーマ・講師を迎えての共同企画も時には必要ではないかと思われる。公民館相互の“横の連携”の重要性についても、再検討をお願いしたい。また、このような各種講座・講演会を通じての学習活動グループの育成も、公民館活動の本来の使命である。学校教育よりもはるかに長期間におよぶ学習期間を有するのが生涯学習の大きな特徴であり、高齢化社会を迎えている今、各公民館の果たす役割が大変大きいことを改めて確認しておきたい。</p>
-----	--

基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

【施策1 小・中学校の施設整備】

■ 施策の内容

児童生徒が安心して明るくのびのびと学ぶことができる学校を目指して、校舎などの学校施設の整備充実を計画的に実施します。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
75	八石小学校給食室増改築工事	教育総務課	5	B
76	第二中学校校舎長寿命化改修工事基本設計業務委託	教育総務課	5	A

【施策3 文化・スポーツ施設の整備・充実】

■ 施策の内容

生涯学習及びスポーツを推進し、市民の学習やスポーツに対する意欲の高まりに対応できるよう安全面、管理面に配慮しながら計画的に文化・スポーツ施設の整備充実に努めます。

■ 一次評価（所管課の評価）

No	事業名	所管課	全体評価	今後の方向性
77	西東京市図書館との連携（再掲）	中央図書館	5	E
78	福祉の里図書館及び新座市立中央図書館分館における指定管理者との連携による利用者サービスの充実（再掲）	中央図書館	5	A
79	公民館・コミュニティセンターの整備・充実	中央公民館	4	B
80	スポーツ施設の整備・改修	生涯学習スポーツ課	4	B
81	市民総合体育館等スポーツ施設の運営充実	生涯学習スポーツ課	4	B
82	公共施設予約システムの充実	生涯学習スポーツ課	5	B
		中央公民館	5	B

83	電子図書館の導入（再掲）	中央図書館	5	A
84	（仮称）保健センター・歴史民俗資料館複合施設の設計・工事	生涯学習スポーツ課 （歴史民俗資料館）	5	A

■ 二次評価（教育委員会の評価）

評 価	<p>財政非常事態宣言下にあっても、教育施設の改修計画が損なわれず、関係者の努力によって予定どおり進められてきたことの意味は大きい。教育施設への投資は未来への投資といっても過言ではない。八石小学校の給食室改修や第二中学校の長寿命化改修工事の基本設計業務委託がされたこと、ICT環境の整備が日本一になったことも含め、教育施設の充実が遅滞なく進められたことは評価できる。</p> <p>校舎の改修は、今までの大規模改修と異なって、躯体の劣化度を測定し施設の長寿命化を図るもので、予算は今までの数倍を要し、工期も延びることから見送ってきた。しかし、学校施設の今後の活用を考えると長寿命化工法の導入は的確な選択といえる。</p> <p>市民サービスの一環として市内各地に図書館やその分室を設置しているが、コロナ禍において貸出業務は減少傾向にある。そこで、インターネットを介した図書貸出業務を推進するため、電子書籍の購入を進めたことは極めてタイムリーであった。現在6,089タイトルの図書が用意されているが、さらなる充実を図るべきである。特に西武線沿線地域の市民にとって、今まで相互利用していた西東京市の図書館が利用できなくなったこともあり、インターネットを介して図書が利用できる環境は貴重である。しかし、それだけでは市民ニーズに応えることはできないため、駅周辺に簡易な図書の貸出スポットを設けるべきである。</p> <p>公民館・コミュニティーセンターの老朽化が目立っている。しかし、施設設備の計画的な改修が行われているとは言い難く、突然の機器故障や雨漏りなどの修繕が頻発している。また、Wi-Fiの整備やDX化が図られておらず、早急の改善が求められる。公民館は行政のアンテナであり、文化の発信地でもある。そうした使命に応える機能(人事配置・予算・総合計画)整備を図るべきである。</p> <p>歴史民俗資料館が保健センターとの複合施設として建設工事に入ったことは、今後の新座市における考古学・民俗学・歴史学の拠点となるであろう。資料館の運営に当たっては、資料の常設展示ではなく、テーマを定めた企画展示を行う必要があり、そのためには、考古学・民俗学・歴史に精通した学芸員の配置も不可欠である。</p> <p>スポーツ施設については、総合体育館や総合運動公園、少年サッ</p>
-----	---

	<p>カー場、ソフトボールに特化した馬場運動場や殿山運動場、栄、西堀テニスコートなど、多くのスポーツ施設を有していることは、市民のスポーツに対する関心の高さを示している。そのため、施設に対する要望も多種多様である。市民のニーズに応えるためには、施設設備の計画的な改修が欠かせない。総合体育館や福祉の里体育館は、耐震を含めた大規模な改修時期にきている。今後、耐震化・バリアフリー化・エアコン設置を想定した大規模改修を推進すべきである。</p>
--	--

令和3年度における新型コロナウイルス感染症に関連する新座市教育
委員会の対応

【小・中学校関係】

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内 容
R3.4.8	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校入学式は、新入生、教職員、保護者(1~2名)の参加で実施 ●始業式はオンライン等の密を避ける工夫をして実施
R3.4.26発出	<ul style="list-style-type: none"> ●「まん延防止等重点措置の適用に伴う学校の教育活動の対応について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底するとともに、部活動の活動日数及び時間を制限
R3.4.28発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置の対象地域に新座市が指定される。(R3.4.28~5.11) ●「1学期修学旅行に係る調整結果について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月中旬までに実施予定の修学旅行の延期を決定
R3.5	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒用可動式コンピュータを配備(1,150台)※
R3.5.10発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置延長(R3.5.12~5.31) ●「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う新座市立小・中学校の対応について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策を徹底するとともに、部活動は、活動日数及び時間を制限し、校外活動も原則禁止
R3.5.31発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置再延長(R3.6.1~6.20) ●「まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き感染防止対策を徹底 ・ 部活動の活動日数及び時間の制限は、少しずつ緩和 ・ 活動時間は短縮してあるものの、活動日数は6月14日(月)以降は、ガイドラインと同様のものとなった。
R3.6.21発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置区域の対象から外れる。(R3.6.21~) ●「まん延防止等重点措置区域の指定解除に伴う新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則校外活動は禁止としたが、大会2週間前からは、ガイドラインによる活動を可能とした。 ・ 宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得たうえで、更なる感染防止策を講じて実施することとした。

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内 容
R3. 7. 12 発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置が延長(新座市は対象外) ●「埼玉県のまん延防止等重点措置期間延長に伴う新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動は感染防止対策徹底した上で、ガイドラインによる活動を継続 ・ 宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得たうえで、更なる感染防止策を講じて実施することとした。
R3. 7. 19 発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置対象区域に再指定される。(R. 3. 7. 20~8. 1) ●「まん延防止等重点措置対象区域再指定に伴う新座市の教育活動について(通知)」
R3. 8. 2 発出	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態措置が発令される。(R3. 8. 2~8. 31) ●「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う新座市の対応について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う校外行事は実施しないこととした。 ・ 感染防止対策を徹底するとともに、部活動の活動日数及び時間を制限
R3. 8. 26 発出	<ul style="list-style-type: none"> ●「夏季休業期間終了後の新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う校外行事は実施しないこととした。 ・ 感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施しないこととした。 ・ 感染防止対策を徹底するとともに、部活動の活動日数及び時間を制限 ・ OMO型分散登校及びオンライン授業の計画を提示
R3. 9	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急事態措置(3回目)延長(R3. 9. 1~9. 12) ●緊急事態措置(3回目)延長(R3. 9. 13~9. 30)
R3. 9	●児童生徒用飛沫防止ガードの買替えを実施 ※
R3. 9. 1 ~9. 3	●午前対面午後帰宅し、午後オンライン授業の実施
R3. 9. 6 ~9. 30	●OMO型分散登校または、午前対面授業、午後オンライン授業を各学校の感染状況に合わせて実施
R3. 9. 29 発出	<ul style="list-style-type: none"> ●「緊急事態宣言解除後の新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得て、更なる感染防止策を講じて実施する。 ・ 感染防止対策を徹底するとともに、部活動の活動日数及び時間を制限

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則校外活動は禁止としたが、大会 2 週間前からは、ガイドラインによる活動を可能とした。
R3.10	<ul style="list-style-type: none"> ●全普通教室及び特別教室3か所分の稼働式コンピュータ配備(517台)※
R3.10.15発出	<ul style="list-style-type: none"> ●「10月16日以降の新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動の活動はガイドラインによる活動を可とした。 ・ 「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、地域の感染状況を踏まえて判断し、実施する場合は、可能な限り飛沫防止ガードを活用する等、感染防止対策を徹底することとした。
R4.1.21発出	<ul style="list-style-type: none"> ●「まん延防止等重点措置に伴う新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度卒業証書授与式については、原則として児童生徒及び教職員、保護者で実施することとした。
R4.1.27発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置の対象地域に新座市が指定される。(R4.1.21~2.13) ●「まん延防止等重点措置に伴う新座市の教育活動(一部強化)について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊を伴う校外行事については、保護者の同意を得て、更なる感染防止策を講じて実施する。 ・ 「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、行わないこととした。 ・ 部活動は、活動日数及び時間を制限し、校外活動は禁止
R4.2.14発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置延長(R4.2.14~3.6) ●「まん延防止等重点措置期間延長に伴う市町村立学校の対応について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の対応についての変更はなし
R4.3.7発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置延長(R4.3.7~3.21) ●「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う新座市の教育活動」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動の活動日数及び時間の制限は、少しずつ緩和
R4.3.15	<ul style="list-style-type: none"> ●中学校卒業証書授与式 卒業生、教職員、保護者(1~2名)の参加で実施

日付 (通知日/決定日/実施日等)	内容
R4.3.22発出	<ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止等重点措置終了(R4.3.21) ●「まん延防止等重点措置終了後の新座市の教育活動について(通知)」 <ul style="list-style-type: none"> ・「感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、基本的な感染防止対策を徹底した上で実施することとした。 ・部活動は、ガイドラインによる活動を可とする。
R4.3.22	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校卒業証書授与式 卒業生、教職員、保護者(2名)の参加で実施
R4.3.24	<ul style="list-style-type: none"> ●修了式は、オンライン等の密を避ける工夫をして実施

※ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、国庫補助金等を活用した事業

【社会教育施設、スポーツ施設等】

日付 (通知日/決定日/実施日)	内容
R3.4.28 ～6.20	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館・コミュニティセンターの部屋・ロビーの夜間利用を休止する。午後5時30分閉館とする。夜間の主催講座を中止・延期する。各室の収容人数を定員のおおむね50%程度とする。 ●夜間の利用区分を休止とする(市民会館・ふるさとホール、スポーツ施設)。 ●スポーツ施設においては市外の方の新規登録受付停止
R3.6.21 ～7.19	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館・コミュニティセンターの各室の収容人数を定員のおおむね50%程度とする。施設利用を午後9時までに終了するよう協力を要請する。東京都のまん延防止等重点措置実施に伴い、都県をまたぐ人流を抑制するため、市外の新規利用者登録を休止する。
R3.7.20 ～8.27	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館・コミュニティセンターの部屋・ロビーの夜間利用を休止する。午後5時30分閉館とする。夜間の主催講座を中止・延期する。各室の収容人数を定員のおおむね50%程度とする。

日付 (通知日/決定日/実施日)	内 容
R3.7.22 ～9.30	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間の利用区分を休止とする(市民会館・ふるさとホール、スポーツ施設)。 ●市民会館及びふるさとホールにおいては、8月2日(月)から9月30日(木)まで、ホールでイベントを開催する際の収容人数を定員の50%以下に制限 ●スポーツ施設においては市外の方の新規登録受付停止
R3.8.28 ～9.30	●公民館・コミュニティセンターの部屋・ロビーの夜間利用を休止する。夜間の主催講座を中止・延期する。各室の収容人数を定員のおおむね50%程度とする。市内及び市外の新規利用登録を休止する。
R3.9.1～	●非来館型サービス「にいざ電子図書館」を開始
R3.10.1	●公民館・コミュニティセンターの部屋・ロビーの夜間の利用を再開する。10月24日(日)までの間、施設利用を午後9時までに終了するよう協力を要請する。全ての新規利用者登録の受付を開始する。各室の収容人数を定員のおおむね50%程度とする。
R3.10.25 ～3.31	●公民館・コミュニティセンターの各室の収容人数を定員のおおむね50%程度とする。
R4.1.21 ～3.21	●利用者に感染防止対策の徹底を周知(市民会館・ふるさとホール、スポーツ施設)

【参考：本市における緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の期間について】

区 分	期 間
まん延防止等 重点措置	令和3年4月28日(水)から同年6月20日(日)まで
まん延防止等 重点措置	令和3年7月20日(火)から同年8月1日(日)まで
緊急事態措置	令和3年8月2日(月)から同年9月30日(木)まで
まん延防止等 重点措置	令和4年1月21日(金)から同年3月21日(月)まで

5 学識者の講評

所管課による一次評価と教育委員会による二次評価を踏まえ、令和5年1月13日(金)に「新座市教育委員会の事務に関する点検評価検討会議」を開催し、学識者の皆さんから教育委員会の施策全体に対する講評を頂いた。

基本目標1 家庭や地域が一体となった就学前教育の推進

【施策1 家庭における教育力の向上】

- ・ 「子育てに関する講座」、「あかちゃんタイム」、家庭教育に関する事業」については、コロナ禍にあっても、Webコミュニティを活用して実施できれば良かったと思う。リモートでも家庭での悩みを共有したり、質問をしたり、仲間を作ったりといったことが可能である。講座などは、アーカイブで見たい時に見られるようにすることも必要と考える。まだまだ工夫の余地はあるはずである。
- ・ 父親の育児休業取得が推進されている中であって、父親を対象とした家庭教育に関する事業の実施なども検討すべきである。
- ・ 「あかちゃんタイム」の代替として、月2回「ちいさなおはなし会」を実施したということで、対面での事業を諦めなかった姿勢は評価できる。

基本目標2 生きる力の育成と質の高い学校教育の推進

【施策2 国際性をはぐくむ教育の推進】

- ・ 子供たちが外国語を学習する必要性を理解した上で学習することが大事であるため、モチベーションを高める工夫に力を入れてもらいたい。

【施策1 1 安全教育の充実】

- ・ 自転車運転時のヘルメット着用の義務化に伴い、学校でも指導を徹底すべきである。

【評価項目対象外の御意見】

- ・ コロナ禍にあって、学校現場では、教職員が消毒作業等も行い、授業以外のところでも涙ぐましい努力をしていた。現在は、スクール・サポート・スタッフを各校に配置しているということだが、教職員の補助的な役割を担う職について、今後もしっかり配置してほしい。

基本目標3 心豊かで健全な青少年の育成の推進

【評価項目対象外の御意見】

- ・ 現在、部活動の外部指導員は、現役世代で土日のみ協力できる方、リタイアして毎日行ける方、部員の保護者など、様々な立場、年代の方々をお願いしている状況である。そのため、子供が生き生きと活動できる環境をどのように作っていくかという点について、統一した市の方向性を伝える機会を設けるべきである。

基本目標4 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の充実と地域の歴史・伝統・文化の継承

【施策6 ボランティア活動への支援の充実】

- ・ 生涯学習ボランティアバンクの充実についてだが、高齢者がリタイア後に自然な形で市に関わっていくことができるのと精神的な健康にもつながる。現役時代の経験を生かして協力いただけることを市からお願いする仕組みがあれば、老後の生きがいになるのではないかと考える。子供にとっても高齢者にとってもお互いが豊かな心で過ごすためには良い取組である。そのような意味で、人材データベースはしっかり構築していくべきである。

【施策7 市民主体の文化芸術活動の振興】

- ・ 子供の文化芸術活動としては、ダンスなどは取り組みやすいが、書道などの和の文化は、なかなか興味を持ってもらいづらい。「子供の文化芸術祭」を市で開催し、学校の枠を超えた交流を図ることができれば、お互いに刺激を与え合い、様々なものに興味を持つ機会となるのではないかと考える。
- ・ 文化芸術活動を盛り上げていくためにも、市内に美術館を設置すべきである。
- ・ 市民の作品を街の中に展示するという取組も検討してみたら、市の活性化につながるのではないかと思う。

【施策8 地域の歴史・伝承・文化の積極的な継承】

- ・ ウォーキングの人气が高まっており、野火止用水浴いなど市内を散策される方も多いと思うので、市民が文化財刊行物を気軽に手に取れるように各所に設置しておいた方が良いと思う。

【施策9 歴史民俗資料館の移転準備】

- ・ 新たにオープンする歴史民俗資料館について、多くの方に知ってもらって、お越しいただけるようしっかりPRしてもらいたい。

【評価項目対象外の御意見】

- ・ スポーツに関して、リモートで取り組めるような仕組みが大学にあるので、必要があれば、市でも活用できるのではないかと思う。

基本目標5 教育施設の整備・充実の推進

【施策1 小・中学校の施設整備】

- ・ 栄小学校では、学校施設を使わずに、水泳の授業を民間委託したとのことである。プロの指導を受けられるので、子供たちの泳力もつき、大変好評である。この取組を他の学校にも広げていけたら良いと思う。
- ・ 現在、日本全体でコンクリートの原料となる砂が枯渇しており、海外に頼っている。今後、相当な原価の高騰が予想されており、年々上昇していく可能性が高いため、工事の実施に当たっては、そのことも見込んで早めに手を打っておいた方がよい。



令和4年度
教育委員会の事務に関する点検評価報告書
(令和3年度事業対象)

編集・発行 新座市教育委員会
〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号
TEL 048(477)1111(代表)
ホームページ <http://www.city.niiza.lg.jp/>